

## 第 461 回 群馬地方最低賃金審議会 会議次第

令和 6 年 8 月 2 6 日  
前橋地方合同庁舎  
1 階 共用会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 群馬地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について

(2) その他

3 閉 会

第 461 回 群馬地方最低賃金審議会

資料目次

- 1 群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出書  
群馬県労働組合会議
- 2 2024 年度群馬最低賃金の改正決定額に対する異議申出  
全労連・全国一般群馬労働組合
- 3 2024 年度群馬県最低賃金の改正決定に対する異議申出  
群馬県医療労働組合連合会
- 4 2024 年度群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出  
群馬県自治体一般労働組合
- 5 令和 6 年度群馬地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書  
生協労連コープネットグループ労働組合
- 6 最低賃金全国一律制度の創設と、群馬県の最低賃金を 1,500 円以上に引き上げるとともに、実効ある中小企業支援策を求める要請書 210 筆  
群馬県労働組合会議

群馬労働局長  
上野 康博 様



2024年8月22日

群馬県労働組合会議  
議長

## 群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出書

労働者の生活と労働条件の向上のためご尽力いただいていることに敬意を表します。

8月8日、群馬地方最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について時間額を50円引き上げ985円とする答申を行いました。

私たちは、以下の趣旨により、今回の最低賃金の改正決定について異議を申し出て、改めて審議し、時間額を少なくとも1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすことを求めます。

1. 今回の審議の経過については、専門部会でも、本審議会でも意見の一致を見ず、採決ということになりましたが、この結論には大きく2つの問題があると考えられます。

第1に、この間の物価高騰に追いつかない数字だということです。昨年からの異常な物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさはより大きくなっています。時給985円では、現在の生計を維持することすら否定されてしまい、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの（労働基準法1条）」とは言い難い金額なのではないでしょうか。

第2に、地域間格差がさらに拡大するということです。茨城県は、目安額に2円プラスの52円の引き上げとし、新潟県でも4円プラスして54円引き上げ985円としました。このことにより群馬は相変わらず関東最低であるばかりでなく、新潟と並んで関東甲信越でも最低という結果になってしまいます。現在でも隣接県への労働力人口の流出が懸念されていますが、それが加速することになるのは必定です。

関東甲信越地方で1番低い最低賃金額の群馬県から首都圏等への労働力人口の流出は、県内企業にとっても大きな損失となっているのではないのでしょうか。感染症対策でも、自然災害の防止でも、人口の東京などへの一極集中の是正が重要になっており、最低賃金の地域間格差の解消はいつそう喫緊の課題です。2024年度の改定では、愛媛県のプラス9円を筆頭に、24県が1～9円の目安への上乗せに踏み切っています。「格差の拡大は認められない、縮小させる」という考え方が全国に広がってきているのではないのでしょうか。拡大している最低賃金の格差を縮小させることを強く求めます。そして、格差解消の最善の方法である全国一律最低賃金制度について検討し、実現することを求めます。

2. そのためにも、現行金額からいくら引き上げるのか、という検討だけではなく、一人の大人

が独立して生計を営むにあたり、その賃金水準がいくらあればいいのか、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことが保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが必要なのではないのでしょうか。

群馬県労働組合会議は、全国労働組合総連合（全労連）とその傘下の地方組織が行った「最低生計費試算調査」で、自立して最低限度の生活をするには、全国どこでも月額23万円程度、時間額1,500円程度が必要であることを示し、生計費にもとづく審議を強く求めてきました。しかし、残念ながら、今回も労働者の生計費を正面にすえた審議は行われなかったのではないのでしょうか。

985円の改定では1,500円のわずか65.7%に過ぎず、「労働力の質的向上」はおろか、「労働者の生活の安定」に資することもできません。改めて、ただちに1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすことを求めます。

3. 地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、円安と物価高騰により、業種によっては大きな打撃を受けています。これまでも原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担やインボイス制度導入による負担増、社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策の強化が求められます。

ぜひとも、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府に対し具体的に求めていただきたいと思います。

以上のことから、本年度の改定にあたって再度審議していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしく願いいたします。



2024年8月21日

群馬労働局長  
上野 康博 殿

全労連・全国一般群馬労働組合  
執行委員長 XXXXXXXXXX

## 2024年度群馬最低賃金の改正決定額に対する異議申出

先日開催された第460回群馬最低賃金審議会における中央最低賃金審議会目安(+50円)どおりの改定額決定に対して異議を申し立てます。

平成19年の最低賃金法改正により、地域別最低賃金の決定に当たっては、生活保護施策との整合性を考慮することとなりました。

その生活保護費は、憲法第25条との関係で言えば「25条の理念に基づき国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」とあります。ここでの問題は、「最低限度の生活」という水準について、国と国民との間で相当に意見が異なるという点であります。これについては、現在でも生活保護費減額に対する裁判が行われているところです。この間の物価高も相まって、生活保護者は生活困難にさらされています。保護費だけの生活では、近所付き合いも含めた地域での生活や、趣味や娯楽等、文化的な生活は出来ていないという報告もあります。ですから最低賃金を決めるうえでは、生活保護費と比べるのではなく生活実態を考慮すべきと考えます。

全労連が調査を進めている「最低生計費試算調査」は、まさにこれに当たります。マーケットバスケット方式による必要品額の積上げにより、1か月の生活に最低限いくら必要かという調査です。これによれば、人口が集中する東京や過疎地域など、地域により生活に必要とする支出品目が異なる部分はありますが、日本全国どの県に住んでいてもトータルで物価等による地域間の差はさほど見受けられないという結果が得られました。昔のように地域での物価が大きく異なるということはなくなり、これが今の現実です。生活に必要な商品についても、現在は流通事情が良くなり、一部離島などを除いた場所では、どこで同じ商品を買っても同じ金額となっているのが現状です。このことをしっかりとらえる必要があります。

また、ランク別をA~Cに集約したのは、地域間格差の是正を目指したものであり、この意味からしても各県は出来るだけ加重平均や一番高い県の最低賃金額に近づけるべきであります。そうでなければ格差は永久に埋まりません。

ランクを集約し地域間格差是正を打ち出しても、肝心の県がその趣旨を重要視しなければ、格差は埋まらずさらに開くこととなります。

私は次のように思うのです。逆に、この目標に到達するには何が必要かという視点で考えていただきたい。中小企業の経営は、確かにコロナ禍により厳しくなっていることは誰が見ても分かります。過去、国会でも早期に1500円に到達させる議論も展開された時もありました。当然その中では、中小企業支援策や人件費負担分等をどうするかという検討されてきているはずですが、その中では当然、欧米のケースも検討してきていたはずですが、私たちは、こういう他国でも行っている社会保険料負担分を国が負担することで、最低賃金額や格差是正も可能になる道が見えてくると確信しています。中小企業が8割以上という日本の経営構造上、この問題を労使の力関係だけでは乗り越えることは困難です。労使が力を合わせて支援制度を国に求めることこそが重要です。国を支える労働者の生活安定のため、審議会と知事が協力して最低賃金を引き上げて地域間格差をなくしていくことは県民に対する当然の義務だと存じます。よって、今回の中央最低賃金審議会の出した目安額での決定に反対し、更なる上積み額を要請します。

以 上

群馬労働局長  
上野 康博 様



2024年8月22日

群馬県医療労働組合連合会  
執行委員長 [REDACTED]  
前橋市本町3-9-10  
電話番号 [REDACTED]

## 2024年度群馬県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月8日、群馬地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を50円引き上げ、985円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、コロナ禍が終息しない中でも関連補助金などは廃止される一方、患者・利用者減による減収や、人員不足の現場にコロナとインフルエンザ感染が広がり病床閉鎖せざるを得ないなど、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、一時金引き下げ回答も増えました。そのような厳しい現状を告発しながら、国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動をすすめてきました。

政府もケア労働者の賃上げの必要性を打ち出しました。しかし、24年の診療報酬改定と介護報酬改定に盛り込まれた賃上げ支援策の内容は、前回22年10月から実施している賃上げ支援策と同様に、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容ではありませんでした。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃している中、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の群馬県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

### 記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない目安となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上



群馬労働局長  
上野 康博 様

2024年8月21日

群馬県自治体一般労働組合  
執行委員長 XXXXXXXXXX  
群馬県前橋市本町3-9-10

## 2024年度群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出

労働者の生活と労働条件の向上のためにご尽力頂いていることに敬意を表します。

8月8日の群馬県最低賃金審議会は、2024年度の県最低賃金の引き上げについて、前年度より50円引上げ985円とするよう、群馬労働局長に答申しました。答申をめぐる審議会の採択では、公益代表4人、使用者代表5人の計9人が50円の引上げに賛成し、労働者代表の全員5人が反対しました。全会一致だった昨年度から一転した形の対応です。背景には、引き上げを求める県民の声の高まりがあると推察します。合わせて、6月28日の審議会では、使用者側代表5人のうち4人が、強い意向を持ち「最低賃金は引上げすべき」と発言し、8月2日の審議会でも多くの労働団体などが労働者の切実な声をもとに引上げを求めたことは特徴的といえます。

答申した985円は、労働者の生活を守る水準でないと考えます。第1の理由は、異常ともいえるほどの物価高騰が続いていること。第2は、私たちの上部組織である全労連とその地方組織が全国28都道府県で実施した「最低生計費試算調査」によって、全国どこでも月額24万円、時給換算で1500円以上が必要であることが明らかになったことです。これでは働く人の暮らしが豊かになるどころか、さらに、じり貧となる構図が広がります。これまで関東7都県で最低でしたが、今回の改定によって関東甲信越で最低額になりました。県内労働者の県外流失も懸念されます。

日銀は7月31日、追加金利引き上げを決定しました。これは今後の日本経済をはじめ労働者の生活全般に影響を与えます。それだけに、低迷する日本経済の再生をすすめるために自公政権が進めてきたこれまでの政策を抜本的に転換しなければなりません。とりわけ、国民総生産額(GDP)の約6割を占める個人消費を活発にすることが重要です。そのためにも、最低賃金の引上げは急務の課題として取り組むべきと考えます。

よって、群馬県の最低賃金(時間額)985円とする答申に異議を申出ます。そのうえで、以下のことを要請します。

### 【要請項目】

最低賃金引き上げと併せて、地域経済の主役である中小企業・小規模事業者への財政措置と支援策を講じるのは国の責任です。群馬労働局はその一翼を担う立場にあることから、下記項目の実施を要請します。

1. 直ちに 時間給1,500円に引上げること。
2. 全国一律最低賃金制度の創設に向けた検討をすすめること。
3. 中小企業・小規模事業者への支援強化と最賃引き上げに関する施策を抜本的に強めること。

以上



2024年8月21日

群馬労働局長  
上野 康博 様



生協労連コープネットグループ労働組合  
中央執行委員長

## 令和6年度群馬地方最低賃金の改定決定に関する異議申出書

令和6年8月8日に示された群馬地方最低賃金改正決定(答申)について、現在の情勢の下、最低賃金に求められる水準に比して答申額が低額であることについて、次のように異議を申し上げます。

群馬地方最低賃金審議会は2024年度の最低賃金の改定決定について、時間給額を50円引き上げ985円(前年5.35%増)とする答申を行いました。この改定額は過去最高額ではあるものの、関東で一番低い最低賃金から、関東甲信越で一番低い最低賃金になり、この間の物価高騰による生活の悪化を改善できる額では到底ありません。

7月24日に中央最低賃金審議会が出した2024年度の改定目安額は、AランクからCランクまですべて50円とした内容でした。これに対し、その後の各地方最低賃金審議会では、現時点で目安額+9円の愛媛県を筆頭に、BCランクの20を超える各県は中央最低賃金審議会が出した目安額に大きくプラスして改定額を決定する地方が続出しています。これは、時給50円の引き上げでは、この間の物価高騰による生活の悪化を改善できないこと、隣接地域間や都市部との時給格差、それに伴う人材獲得競争の考えの表れです。

関東地方で唯一1,000円に満たない最低賃金の群馬県で労働力の確保が厳しい中人員不足により休みすらまともにとれない等労働環境の悪化から離職が続く事が既に起きていますし、更に進むことが懸念されます。

群馬地方最低賃金審議会においても、群馬県で働く労働者の誰もが普通に働けば人間らしく暮らしていける最低賃金額として、時間給額985円が本当に十分な額と言えるのか、労働者側委員の地域間格差是正を求める声に対して、公益委員の「目安額に対して上乘せする要素が別段見当たらなかった」というのは何を基に発信がされたのか、更に議論を尽くし再考するようお願いいたします。

以上

最低賃金全国一律制度の創設と、群馬県の最低賃金を 1,500 円以上に  
引き上げるとともに、実効ある中小企業支援策を求める要請書

2024年8月22日

群馬労働局局長 殿  
群馬地方最低賃金審議会会長 殿  
厚生労働大臣 殿  
中央最低賃金審議会会長 殿



今回提出	210筆
前回提出	2322筆
合計	2532筆

群馬県労働組合会議

群馬県前橋市本町3-9-10

**最低賃金全国一律制度の創設と、群馬県の最低賃金を 1,500 円以上に  
引き上げるとともに、実効ある中小企業支援策を求める要請書**

2024年 月 日

群馬労働局長 殿  
群馬地方最低賃金審議会 会長 殿  
厚生労働大臣 殿  
中央最低賃金審議会 会長 殿

**【要請趣旨】**

最低賃金は2023年の改定で加重平均1,004円となりましたが、加重平均を上回る地方は7つしかなく、最高額の東京(1,113円)と最低額の県(893円)との差は220円(19.8%)です。地域間格差は地方から都市部への人口流出、地域経済疲弊の要因となっています。何よりも、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっており、最低賃金の地域間格差を解消し、大幅に引き上げることは喫緊の課題となっています。また、群馬県の最低賃金は935円で、関東の中で最も低く、北関東3県の中での格差も年々広がっています。

最低賃金全国一律制度の実現は、全国どこでも誰でも、ふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかける確かな道となります。最低賃金制度は新しい時代の要請にこたえられるよう、修正が迫られており、それは「全国どこでも最賃1,500円以上」です。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が、全国いっせいの最低賃金の大幅引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置のほか、原材料費の高騰が続く中で諸経費が価格に適正に反映されるしくみや、単価の不当な切り下げといった大企業の下請けいじめをたすなど、コストが価格に適正に反映されるしくみを整備することも求められています。

上記の趣旨を踏まえ、最低賃金改定にあたり、下記事項の実現を要請します。

**【要請事項】**

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、最低賃金全国一律制度を創設すること。
2. 群馬県の最低賃金をただちに時間額1,500円以上に引き上げること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、実効ある中小企業支援策を講じること。

氏 名	住 所

【取扱団体】 群馬県労働組合会議（県労会議）